

# 神戸市 農業委員会だより



令和3年春号  
発行 神戸市農業委員会事務局  
電話 078-984-0387  
FAX 078-984-0388

## 第30回・第31回 月例総会結果報告

### ◆現地調査を実施

農業委員会では、月例総会上程予定案件について、事前に現地調査を行っています。今回は3月17日と4月16日に調査を実施しました。



### ◆審議・決定結果概要

第30回月例総会（3月30日開催）および第31回月例総会（4月28日開催）の結果は以下のとおりです。

		30回		31回	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)
農地の権利移動 (法3条)	所有権移転	4	67	8	181
	賃借権設定	0	0	0	0
	使用貸借権設定	0	0	0	0
農地の権利移動（相続等、許可不要）（法3条の3）		6	283	7	557
権利移動を伴わない転用（法4条）	市街化区域	12	38	3	7
	調整区域	2	6	3	15
権利移動を伴う転用（法5条）	市街化区域	2	13	2	13
	調整区域	4	37	6	27
賃借権の解約（法18条）		7	146	8	105
利用権の設定		39	580	21	426

## 人事異動のお知らせ

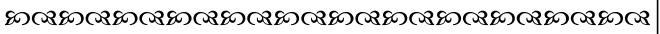
4月1日付および4月20日付で下記のとおり人事異動がありましたのでお知らせします。

### 【転出者】

役職名	氏名
事務局長	林 昌弘
担当課長	鈴木 壽也
担当	高槻 紫央

### 【転入者】

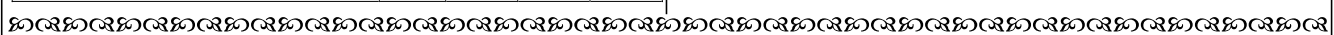
役職名	氏名
事務局長	安原 潤
担当課長	岡野 光世
担当	小椋 月代
担当	松本 捺美



## 新規就農者のご紹介

新たに就農されたのは次の方です。地元農家の皆様、よろしくお願ひいたします。

新規就農者	年齢	性別	就農地
鶴巻 耕介 (北区淡河町)	36歳	男	行原 (淡河町)
(社福)白百合学園 (北区山田町)	-	-	中 (山田町)
INSOUファーム(株) (大阪市西区)	-	-	中山 (淡河町)
(株)ビッグウエスト (三田市相生町)	-	-	日下部 (道場町)
高瀬 健亮 (垂水区美山台)	61歳	男	中大沢 (大沢町)
田中 幸治 (須磨区東白川台)	63歳	男	常本 (平野町)
(一社)つなぐ福社会 (西区春日台)	-	-	西戸田 (平野町)



## 神戸市農業委員会の活動（予定）

- 第32回 月例総会 5月27日(木)午後2時から(JA兵庫六甲本店)
- 第33回 月例総会 6月28日(月)午後2時から(JA兵庫六甲本店)
- 第34回 月例総会 7月28日(水)午後2時から(西神文化センター)

会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。



## 神戸市農地等賃借料情報(参考)

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に利用権が設定(公告)された賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

### 1. 田

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
有野	13,500	15,000	10,000	20
山田	7,500	11,900	6,300	5
道場	10,600	19,200	7,100	32
八多	9,600	10,200	6,300	14
大沢	8,400	11,300	6,600	8
長尾	9,500	16,000	4,300	10
上淡河	9,100	11,100	4,200	39
淡河	6,900	14,600	4,400	12
伊川谷	13,200	20,000	6,300	33
櫛谷	8,300	13,500	4,000	35
押部谷	9,200	13,600	5,100	43
玉津	9,000	14,100	6,600	13
平野	10,800	19,100	5,100	62
神出	10,400	17,100	5,000	171
岩岡	11,600	20,000	6,500	66
神戸市全域	10,400	20,000	4,000	563

### 2. 畑

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
神戸市全域	10,800	16,100	6,500	35

\*1 データ数は、集計に用いた筆数です。

\*2 標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。

\*3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としております。

### ※ 参考

令和2年度の利用権設定数は、902件となっております。

(内訳は、賃借権の設定が662件、使用賃借権の設定が240件です。)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 兵庫県  
農業委員会名： 神戸市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	4,537	農業就業者数	4,232	認定農業者	268
自給的農家数	1,261	女性	2,038	基本構想水準到達者	60
販売農家数	3,276	40代以下	242	認定新規就農者	41
主業農家数	538	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	41
準主業農家数	704			集落営農経営	114
副業的農家数	2,034			特定農業団体	0
				集落営農組織	114

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	4,080	296	296		4,380	
経営耕地面積	3,184	453	231	217	5	3,637
遊休農地面積	68.4	6.4	6.4			74.8
農地台帳面積	4,650	634	600	34		5,284

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会 任期满了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会 任期满了年月日 R 3年 9月 9日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	18			
認定農業者	—	8			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	3			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

農地利用最適化推進委員	31	30	15
-------------	----	----	----

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,380ha	773ha	17.65%
課 題	本市では、兼業農家が農家全体の8割以上を占めており、また都市近郊立地を生かした施設園芸農家が多く、利用集積が進みにくい現状がある。今後、利用集積の必要性の周知と貸し手・借り手の意向を十分に把握する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 837ha (うち新規集積面積 20ha)
	目標設定の考え方: 現状と参入見込みの担い手の実情を踏まえ設定した。
活動計画	市の関係部局、農地中間管理機構等関係機関と密接な連携を図り、認定農業者・集落営農組織等への農地利用集積を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進する(通年)。また、市が運営する「農地情報バンク」への情報提供を積極的に支援すると共に、それを介した新規農業参入希望者の相談や円滑な農地利用への誘導を推進する(通年)。また、新規就農者の農地権利取得への取扱い基準の周知に努め、将来の集落の担い手となりうると地域の推薦する者が早期に権利取得できるよう努める(通年)。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	平成31年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	30経営体	21経営体	23経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成31年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	8.8ha	11.4ha	4.9ha
課 題	担い手の確保の観点から新規就農者の育成は重要であるが、頑張っている就農者もいる一方、地域との調和の課題や農業の厳しさへの覚悟不足等により定着できない就農者が少なくない。関係機関での見守りや育成を充実させる必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	25経営体	参入目標面積	5ha
活動計画	市、県、農協等関係機関との役割分担の明確化や連携の強化の下、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)は地域の農業者の代表である位置づけを活かし、新規就農者が地域に定着できるよう見守り活動を行い支援していく(通年)。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,380ha	74.8ha	1.70%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業農家の増加、農業者の高齢化、後継者の不足、農業収入の低迷等による担い手の確保の課題が根幹にあり、担い手支援を充実させる必要がある。</li> <li>・自ら耕作できない所有者については、担い手への貸し付けを推進していく必要がある。</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1ha 目標設定の考え方:過去3年間で30.1ha解消したが、新規・再発生が25.7haあり、結果として年平均1.5ha減少した。発生防止と解消活動を行い、今後も1haずつの減少を目標とする。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		49人	10月～12月	12月～1月
	調査方法	農業委員・推進委員による基礎調査後、農業委員・推進委員と事務局職員、市職員が農地の利用状況について現地調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		4月	6月～8月	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発リーフレットを作成し、各集落の農会長を対象に研修を行うとともに、農家に全戸配布し、耕作放棄地の発生防止の意識啓発と、貸し借りや農地への復元を推進する(10～11月)。</li> <li>・山林原野化した農地については、非農地判定を行っていく(8～12月)。</li> <li>・自己復元が難しい所有者については、農業委員会・市の復元支援事業も活用し、貸付への誘導を図る(通年)。</li> </ul>			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,380ha	5.6ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反者が行政指導に対して対応しない悪質な事案については、県報告後も農地に復元されず、違反状態が長期化している。早期の発見と是正指導が重要である。</li> <li>・圃場整備地などの優良農地の違反は特に早期解決が望まれるが、他法令等(農振法、都市計画法、土砂条例など)も同時に違反している場合が多く、解決に時間を要している。関係機関が連携して指導する必要がある。</li> <li>・転用手続きが必要なことを知らなかったため違反転用となった事案も少なくなく、転用手続きの必要性の周知が必要である。</li> </ul>	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

## 2 令和3年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員のパトロールや通報等により、違反転用の早期の発見に努めるとともに、把握した案件が即時解決に至らないような事案は、早い段階で是正指導の文書送付をするなど指導手続きを踏み、月例総会で意見決定のうえ処分権者である市へ速やかに報告をする(通年)。また、処分権者へ報告済みの違反案件(27件)については、引き続き市と連携して是正指導を行う。</li><li>・発生した事案や経過中の事案について、委員が地元との情報共有を促進するなど地元との連携を強化し、解消・悪化抑制に努める(通年)。また、発生初期段階での対応が必要であることから、農振法違反案件については、市と連携し発生当初からの是正指導に努める(通年)。さらに、転用手続きが必要なことを知らなかったため違反転用となった事案も少なくないため、啓発リーフレットなども活用して、転用手続きの必要性を農家に訴え、違反転用防止の啓発を充実させる(10～11月)。</li></ul>
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入